

渋谷区軽作業代行サービスのご案内

日常生活における簡単な作業を安価で代行するサービスを行っています。

対象者

渋谷区にお住まいで**65歳以上の在宅の方**で、
①～③のいずれかに該当する方

- ①一人暮らしの方
- ②65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③日中65歳以上の高齢者のみとなる世帯の方



ご利用の流れ

1. 申請(事前登録)



地域包括支援センターまたは高齢者福祉課サービス事業係へ申請書をご提出ください。

2. 利用資格認定通知書の送付



申請から2週間程度で区から「認定番号」の書かれた通知書が届きます。

3. 利用申込み



渋谷区シルバー人材センター(03-5465-1876)へ「認定番号」を伝えてお申込みください。

サービス内容に関するお問い合わせ・利用申込み

渋谷区シルバー人材センター 03-5465-1876 (平日 午前9時～午後5時)

事前登録・事業に関するお問い合わせ

高齢者福祉課サービス事業係 03-3463-1873(直通)

サービス内容・利用金額については裏面をご覧ください

サービス内容・利用金額



サービス内容	単位	利用金額	利用上限
電球などの簡単な部品交換	1時間	200円	なし
バルコニーの清掃、窓拭き、その他居室外の清掃	1時間	500円	4時間/週
病院への付き添い	1時間	500円	8時間/週
散歩・近隣施設等への付き添い	1時間	500円	4時間/週
庭木の水遣り	1時間	500円	4時間/週
植木の剪定	3時間	4,000円	12時間/6か月
除草	3時間	2,500円	12時間/3か月

※生活保護受給者の方は無料となります。



注意点

- 作業時間が上記単位未満の場合でも、単位時間数として計算します。
- 利用したいサービス毎に申込みをしてください。
- 専門的な知識や資格が必要なサービスや、危険・有害な作業は対象外となります。
- 付き添いのサービスは、身体介助及び車いすの操作は対象外です。
- 集合住宅の共用部分については対象外となります。
- 区からの認定番号取得前に利用した場合、死亡・転出等により利用資格がなく利用した場合、または利用上限を超えた場合は、渋谷区シルバー人材センターの定める金額が必要となります。

※特に植木の剪定・除草はご注意ください。

植木の剪定	1人(3時間)	7,530円
除草	1人(3時間)	5,020円

- 利用金額のほかに別途実費がかかる場合があります。

サービス内容に関するお問い合わせ・利用申込み

渋谷区シルバー人材センター 03-5465-1876 (平日 午前9時～午後5時)

事前登録・事業に関するお問い合わせ

高齢者福祉課サービス事業係 03-3463-1873(直通)